

報第3号

令和6年度大垣市・養老町・関ヶ原町地域公共交通運賃協議会第1回合同会議の結果について

1 開催概要

- (1) 会議名 大垣市・養老町・関ヶ原町地域公共交通運賃協議会
※自主運行バスの綾里養北線は、大垣市と養老町の共同運行であり、
関ヶ原時線は大垣市と関ヶ原町の共同運行であることから、各市町の
合同開催とした。
- (2) 日 時 令和6年10月21日（月）
- (3) 開催方法 書面開催
- (4) 議 題
議第1号 大垣市・養老町・関ヶ原町自主運行バスの運賃改定について

2 決議結果

原案どおり承認

3 決議日

令和6年10月25日（金）

4 会議資料

別紙のとおり

令和6年度大垣市・養老町・関ヶ原町地域公共交通運賃協議会第1回合同会議次第

と き 令和6年10月21日（月）

1 議 題

議第1号 大垣市・養老町・関ヶ原町自主運行バスの

運賃改定について 資料No. 1

- ・名阪近鉄バス株式会社では、令和6年12月1日に運賃改定を予定しており、本市町の自主運行バスは同社と混在する区間があることから、自主運行バスについても運賃改定を実施します。
- ・つきましては、意見募集の実施結果等を踏まえ、委員の皆様からのご意見を賜りますようお願い申し上げます。

2 意見募集の実施結果について 資料No. 2

議第1号

大垣市・養老町・関ヶ原町自主運行バスの運賃改定について

1 趣 旨

近年、交通事業者においては、人口減少に伴う利用者減、燃料費や車両等に係る物価上昇、運転手不足に対する採用強化や定着促進のための待遇改善に係る経費の増加等、経営を圧迫する状況が続いております。

これに加え、交通系ICカード等のキャッシュレス化の推進や電気バス等の環境対策への取組等、利便性向上や低炭素社会に向けた、新しい取組が求められております。

このような状況を踏まえ、名阪近鉄バス株式会社では、今後も安定した路線バス事業を継続していくために、運賃改定の申請をされました。これは、増税を除くと約26年ぶりとなります。

本市町では、名阪近鉄バス株式会社が運行する路線バスと市町の自主運行バスが混在している区間もあることから、自主運行バスについても運賃改定を実施します。

2 運賃改定の概要

- (1) 実施予定日 令和6年12月1日（日） ※名阪近鉄バス㈱と同じ
- (2) 対象路線 青柳線、赤坂線、荒尾線、川並線、稲葉線、荒崎線、開発住宅線、綾里養北線、関ヶ原時線、上石津スクール線
- (3) 初乗運賃 現行 180円 → 改定後 210円 ※名阪近鉄バス㈱に準ずる
- (4) 普通旅客運賃（対キロ区間制運賃） ※名阪近鉄バス㈱に準ずる

現 行	改 定	改定額	改 定 率
180円～230円	210円～260円	30円	13.0%～16.7%
240円～290円	280円～330円	40円	
300円～360円	350円～410円	50円	
370円～430円	430円～490円	60円	
440円～490円	510円～560円	70円	
500円～560円	580円～640円	80円	
570円～630円	660円～720円	90円	11.9%～15.6%
640円～840円	740円～940円	100円	

※ 地域バスである「青基地域コミュニティバス（1乗車200円）」及び「上石津地域コミュニティバス（1乗車100円）」については、引き続き同額にて運行予定。

(5) 運賃の割引等について

「名阪近鉄バス株式会社の運賃の割引等について」のとおり

3 新設する運賃設定

(1) 実施予定日・対象路線

前述のとおり

(2) 通学・学期定期券

通学定期券の種類を増やすことにより、各学校の学期制に合わせた購入が可能となり、より購入しやすくするため、学期ごとに購入できる定期券を新設。

区 分	1学期定期	2学期定期	3学期定期
期間	4月1日～7月31日 (4ヵ月)	9月1日～12月31日 (4ヵ月)	1月1日～3月31日 (3ヵ月)
発売額	1ヶ月定期の3倍	1ヶ月定期の3倍	1ヶ月定期の2倍

(参考) 現行の通学定期券：1ヶ月定期、3ヶ月定期、1年定期（年間通学定期券）

(3) 通学・フリー定期券

長距離区間（乗り継ぎも含む）を利用される方の負担軽減や、学生の多様なニーズに対応するため、利用する区間等を定めない定期券を新設。

期間	1ヶ月	3ヶ月	1年
発売額	26,250円	74,810円	210,000円

※ 「年間通学定期券」及び「通学・フリー定期券（1年）」は4月、5月のみ発売

4 名阪近鉄バス株式会社の運賃の割引等について

(令和6年8月20日付け認可申請内容等・名阪近鉄バス株式会社ホームページ引用)

(1) 小児運賃について

区分	運賃
中学生以上	大人運賃
小学生	小児運賃
幼児 ※1歳以上小学校入学 前まで	旅客（6歳未満の小児を除く）1名同伴で1人まで無料、2人目からは小児運賃が必要。 幼児のみでご乗車の場合、小児運賃が必要。
乳児 ※1歳未満の方	無料

(2) 旅客運賃の割引について

① 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方への割引

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの、都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものが本人であることを確認したとき。

運賃の種類	割引等
普通片道旅客運賃	50%引（5円の端数は10円単位に切り上げ） ※降車時、手帳等での本人確認が必要 ※高速バスにおいて、精神障がい者の方への割引はございませんのでご注意ください。
定期旅客運賃	30%引き（大人に限る。端数は10円単位に四捨五入） ※定期券購入時、手帳等での本人確認が必要
介 護 人	50%引き（当社において介護人を必要と認める場合。5円の端数は10円単位に切り上げ）

② 児童福祉法の適用を受ける方への割引

児童福祉法第12条、第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けているものが本人であることを確認したとき。

運賃の種類	割引等
普通片道旅客運賃	50%引（5円の端数は10円単位に切り上げ） ※降車時、手帳等での本人確認が必要
定期旅客運賃	割引きはありません
付 添 人	50%引き（当社において付添人を必要と認める場合。5円の端数は10円単位に切り上げ）

③ 「運転経歴証明書」をお持ちの方への割引

項目	内容
運 賃	普通片道旅客運賃：50%引（5円の端数は10円単位に切り上げ）
利用方法	①運賃のお支払い時に運転経歴証明書を運転士に提示してください。 ②運転経歴証明書をお持ちの方ご本人様と同伴者1名様に割引をいたします。 ③障がい者割引などの他の割引との併用はできません。
対象路線	名阪近鉄バスが運行する路線バス（高速バスは除く） ※対象外路線：上石津地域コミュニティバス、 不破高校スクール線、大垣伊吹山線 ※輪之内羽島線、輪之内町コミュニティバス南北線、デマンドバス は同伴者の割引なし

④ 交通系ICカード「PiTaPa（ピタパ）」をお持ちの方への乗継割引

項目	内容
運 賃 利用方法	PiTaPa（ピタパ）を使って、名阪近鉄バス路線バスを60分以内に乗り継ぐ場合は、2乗車目の運賃が80円（小児40円）割引になります。 ※1乗車目の降車時から2乗車目の乗車時までが60分以内の場合に適用 ※バスとバスの利用の間に、鉄道などの利用がある場合は割引の適用外となります。
対象路線	名阪近鉄バスが運行する路線バス（高速バスは除く） ※対象外路線：上石津地域コミュニティバス、輪之内羽島線、 輪之内町コミュニティバス南北線、デマンドバス、 不破高校スクール線、大垣競輪場線、大垣伊吹山線

(3) 通学定期旅客運賃

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条並びに名阪近鉄バス株式会社の指定する学校に規定するもの。

但し、特別割引定期券（年間パスポート）は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び各種専門学校等による。（小学校は適用しない。）

【算出方法】 ※年間パスポートは4月・5月の限定販売

基準運賃額	1ヶ月（算出方法）	3ヶ月	年間パスポート
210円～620円	基準の運賃額×60※×（1-0.4） ※60：往復利用×30日	1ヶ月 定期代	1ヶ月 定期代
630円～820円	基準の運賃額が10円増すごとに10円×60 ×（1-0.6）を加算した額	× 3	×
830円以上	基準の運賃額が10円増すごとに10円×60 ×（1-0.8）を加算した額	× 0.95	8

(4) 通勤定期旅客運賃（無記名式）

適用旅客の範囲を限定しない。※障がい者の割引運賃適用の方は記名式

基準運賃額	1ヶ月（算出方法）	3ヶ月	6ヶ月
210円～	基準の運賃額×60※ ×（1-0.28） ※60：往復利用×30日	1ヶ月定期代 × 3 ×0.95	1ヶ月定期代 × 6 ×0.9

(5) 企業定期旅客運賃

1事業所（営業所、支所、出張所、支店等を言う）で3人以上の定期券を一括購入され、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合

基準運賃額	1ヶ月（算出方法）	3ヶ月	6ヶ月
210円～	基準の運賃額×60※ ×（1-0.35） ※60：往復利用×30日	1ヶ月定期代 × 3 ×0.95	1ヶ月定期代 × 6 ×0.9

※なお、「名阪近鉄バス株式会社の運賃の割引等について」は、現在、国による審査中であることから、審査状況によっては、今後変更となる場合があります。

意見募集の実施結果について

1 意見募集を実施した内容

- (1) 大垣市自主運行バスの運賃改定について
- (2) 養老町自主運行バスの運賃改定について
- (3) 関ヶ原町自主運行バスの運賃改定について

2 実施期間

- (1) 大垣市 令和6年9月13日（金） 12時 ～ 10月13日（日） 12時
- (2) 養老町 令和6年9月13日（金） 12時 ～ 10月13日（日） 12時
- (3) 関ヶ原町 令和6年9月17日（火） 12時 ～ 10月13日（日） 12時

3 実施方法

市町のホームページ

4 実施結果

- (1) 大垣市 意見提出者数 0人
- (2) 養老町 意見提出者数 0人
- (3) 関ヶ原町 意見提出者数 0人